

平成 29 年度税制改正（法人税に関する項目 その3）

1. 中小企業等経営強化法に基づく税制措置

前回につづき、この制度を解説致します。

1) この制度を受けられる「中小企業者等」とは下記の者です

・資本金/出資金の額が 1 億円以下の法人 ・従業員 1,000 人以下の法人/個人事業主 ・協同組合等

※ただし、下記 2 項目の何れかに該当する法人は対象外

①資本金・出資金の額が 1 億円以上（または従業員 1,000 人以上）の法人から持ち分 50%以上の出資を受ける法人

②2 以上の大規模法人から 3 分の 2 以上の出資を受ける法人

2) 制度が適用できる期間は 取得等かつ事業供与が平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

3) 対象となる設備と要件、メリットのまとめ

類型	A 類型(生産性向上設備)	B 類型(収益力強化設備)
要件	旧モデルに比べて生産性が1%以上向上する設備	投資収益率が年平均 5%以上向上する設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置(単体 160 万円以上) ・建物附属設備(同 60 万円以上) ・器具備品(同 30 万円以上) ・測定工具及び検査工具(同 30 万円以上) ・ソフトウェア(同 70 万円以上) 	計画上の設備一式のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・機械装置(単体 160 万円以上) ・建物附属設備(同 60 万円以上) ・器具備品(同 30 万円以上) ・工具(同 30 万円以上) ・ソフトウェア(同 70 万円以上)
販売開始要件	販売開始後 5～14 年以内の製品 (対象となる設備により異なる)	B 類型としては販売開始要件なし(ただし、固定資産税の軽減を受ける場合には、A 類型の証明書を別途取る必要あり)
その他の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>生産等設備を構成するもの</u>(事務用器具備品、本店/寄宿舎に係る建物附属設備、福利厚生施設関連は対象外) ・<u>国内への投資</u>であること ・<u>中古資産/貸付資産は対象外</u> 	
手続き	工業会等の証明書入手 ⇒ 経営力向上計画作成 ⇒ 国に提出 ⇒ 認定書(国) ⇒ 設備投資	投資計画作成 ⇒ 税理士等の確認書 ⇒ 国に提出 ⇒ 確認書(国) ⇒ 設備投資
メリット	法人税	即時償却 又は7%税額控除(資本金3千万円以下もしくは個人事業主は10%税額控除)
	固定資産税	3年間50%減免(上記の証明書・認定書の写しを市町村に提出)

4) ポイントは「経営力向上計画」の作成

従来の「生産性向上設備」のA類型の場合は、工業会等からの「証明書」だけで特別償却や税額控除ができました。しかし今回の税制は「中小企業等経営強化法」に基づく「経営力向上計画」を作成し国から認定されることが要件です(B 類型の選択は少数派と思われる)。難しいように思えますが、経済産業省によると、平成 29 年 4 月末現在で約 2 万件認定済みだそうです。作成方法は基本的にこの欄で平成 28 年 8 月に説明したものと同じです。しかし様式が若干改正され、またエクセル様式で書き間違いを防ぎやすくしたものが各産業局から提供されていますので、今回はこれを解説する予定です。

※はたごまち生き生き講座のご案内※

今年は11月17日(金)に、羽田空港が「世界一綺麗な空港」に3度選ばれた功労者の新津春子氏を講師にお迎えしての開催が決定しました。詳しくは後日ご案内いたします。



@ 6月の予定

- 6/12 ・ 5月分源泉所得税
 - ・ 住民税の特別徴収税額納付期限
- 6/30 ・ 4月決算法人の確定申告
 - ・ 1,7,10月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

